

兵馬所の官人たち

観世音寺は東大寺の末寺となり、保安元年（1120年）、伝来文書について案文（写し）を作成して東大寺に進上しました。これらを総称して観世音寺文書と言いますが、その中に「大宰府兵馬所解案」と呼ばれる文書があります。

天延3年（975年）10月11日、時の大宰大貳藤原国章は、兵馬所の秣田（牛馬の飼料とする馬草を得るための料田）を割きとつて、観世音寺常住の大悲観音、及び新造の薬師・十一面・延命の4体の仏像の常灯分料（神仏の前に点しておく灯りのための費用）として観世音寺に施入（資財・土地を寺社に寄進すること）します。このうち、新造の3体は国章による造立と考えられており、観世音寺における本格的な造像活動の始まりとされています。前述の兵馬所解案は、この施入を兵馬所が了承したことを大宰府に伝えたものです。しかし、もともと兵馬所が所有していた秣田のための料田が、施入によって突然、観世音寺の所領となったわけですから、この後、両者間でしばしば土地相論が起ころこたになります。

さて、この兵馬所解案には大宰府

太宰府人物志

資料室だより ④

の歴史を考えるうえで重要なポイントが二つあります。ひとつは、この文書が「〇条〇防（坊か）」という、いわゆる条坊制に基づく土地区画表示記載のある最初のものであるということです。大宰府条坊制については、こうした文書とともに発掘調査の成果をも取り入れつつ、その研究が進められているところです。

いまひとつは、この文書が兵馬所によって発給されたものであるため、末尾の署判からその官人構成を窺うことができることです。この文書には10名の人物が署判を据えています。その構成は「勾当」として百済・調・海原の3名、「執当」として赤染末貫・宗形の2名、「官人代」として建部・小治田の2名が見え、さらに「別当少監藤原」、また「兼仗長清原邦縁」、「蔭孫高階理家」が見えます。このことから、兵馬所は勾当―執当―官人代という構成になっており、これに大宰少監が別当として加わる体制であったと考えられます。このことは、大宰府機構内に存在した「所」「司」の全般的なあり方を考えるとき、きわめて貴重な事例といえます。

市史資料室 重松 敏彦